

山口県立大学法人化準備委員会（第1回）の審議要旨

- 1 日 時 平成17年2月8日（火） 14:30 ~ 16:20
- 2 場 所 山口県庁共用第2会議室
- 3 出席者 青木邦男委員、岩田啓靖委員、陶山具史委員、中野勉委員、西村亘委員、
本廣正則委員、藪本知二委員、横道清孝委員

（委員会の内容）

1 総務部長挨拶

委員の皆様方におかれては、大変御多用中にもかかわらず御就任いただきお礼申し上げます。

山口県立大学の改革については、平成14年6月に外部有識者等で構成される「在り方検討懇話会」を設置し、15年10月に24項目の提言をいただいた。その中の大きな柱が独立行政法人制度の導入の可否であり、設置者である県はこの問題を含め、大学と協議を続けてきた。

昨年、県政の多くの課題について道筋をつけるということで、「県政集中改革」を行うこととなり、主要11項目の一つとして「県立大学の独立行政法人化」が方針決定された。

今後の大きな課題は、平成18年4月に独立行政法人へ円滑に移行することであり、あと1年2月という大変短期な決戦になる。円滑な移行のためには、組織運営や人事・財政制度、目標・評価制度などの重要事項についてきちっと制度設計をしていくことが重要である。

県立大学を地方独立行政法人化し、県民から信頼され、地域に貢献する、存在感のある大学にするため、委員の皆様には大変御心痛、御苦勞もおかけすると思うが、よろしく御協力をお願いしたい。

2 委員長の選出

西村委員（山口県総務部長）が選出された。

3 委員長職務代理者の選出

岩田委員（山口県立大学長）が選出された。

4 ワーキンググループに関する必要事項の制定について
委員長に一任することです承。

5 議題

(1) 山口県立大学法人化準備委員会の設置及び運営について

設置要綱及び準備体制について

運営スケジュールについて

・資料1, 2, 3により、事務局から説明。

(2) 法人組織について

・資料4, 5, 6により、事務局から説明。

理事長及び学長の設置形態について

委員

委員長

事務局

資料6に「副理事長（事務局長）」や「理事（副学長）」とあるが、これは充て職になるのか。法定事項は、一体型の場合の「理事長 = 学長」と、別置型の場合の「学長 = 副理事長」だけであり、それ以外は制度設計の裁量に委ねられている。

経営面と教育研究面の両方に優れた方が学長になることは期待はできるが、学問的に優れた大学の一流の先生が優れた経営者であることはまれなケースではないか。一体型の国立大学では、学長が組合交渉やストライキへの対応ができるかという懸念もある。公立大学の場合は、一体型か別置型か選択できるので、人件費負担や理事長と学長の意見調整等を考慮する必要がある。県立大学の規模を考慮して、一体型を選択する場合には、どういう形で学長を選ぶかというプロセスが非常に大事になる。

大学の自主、自律的な習慣の良い部分を残すのであれば、理事長と学長とは別置型がよく、現実的であり、象徴的な意味での大学の指導者である学長（副理事長）が学内の意向を参考にするという習慣の継続を当初考えた。しかし、これは、ツートップになるわけで、権限の分掌や人件費の負担もあり、大学の規模からしてなじまず、現時点では一体型の設計が妥当と考える。独立行政法人化により自律性、機動性、弾力性を与えられ、かなり自由に運営できるようになるが、引き続き県民の税金が投入され、また公立の看板を背負うことから、私立大学が自由に運営するのは違う。自由、自立性には責任が伴い、その責任を誰が負うのかを明確にする必要がある、その点では、一体型の方が責任の所在がはっきりするので好ましい。ただし、一体型とした場合、その責任者が責任をとれるような権限を持つことが必要である。

一般論としては、これから新しい大学を設置するのなら別置型がよいが、今回の場合、これまで学長が大学を運営してきた長い歴史のある既存の学校を法人に移行するわけだから、一体型がよいのではないか。

私学では、理事長の仕事は極端に言えば金集めであり、先生が理事長となり、経営と教学の両方を担当するのは大変と思う。労働問題もある。権限を明確にすれば、最終責任が決まるので別置型がいいのではないか。私学の理事長で報酬を取っていない方が結構いる。全くの名誉職で金集めをやっており、そうなれば、別置型でも人件費の増大にはならない。事務局で調べて欲しい。また、県立大学の使命として地域貢献があるので、地域や卒業生の声が反映できるように、理事の人選の検討も必要。

国立大学が一体型にしている理由は何か。1年経過した現在、どんな問題が発生しているのか、先行事例として研究しておく必要がある。県立大学の性質は法人化後も変わらない。県の大学という性格から別置型という選択も考えられるし、大学は教育研究部門の現場であり、その現場を知る人間が経営の責任を負うべきと考えれば、一体型にもなる。

大学改革を進めていくという観点から、また、大学の規模から、一体型の方が好ましい。一体型となれば、学長選考は理事長選考ともなるわけだから、学長選挙をどうするか、選考機関のあり方についても考えていく必要がある。

理事長及び学長の任期及び理事の数について

学長任期を4年としている根拠及び理事数を4名としている考え方は。

任期4年の提案理由は、仮に6年とすると必ず大学の中期目標の期間と同一になり、次の中期目標を前の理事長が作って、新しい理事長が実行することになる。中期計画は、策定した責任者がそれに基づいて実行することが好ましいので、あえて中期計画の期間とずらす形を考えた。また、6年という任期は、1人の責任者としては長すぎると考えた。

理事数は、経営審議会からと教育研究評議会からの理事が各2人の計4人としている。そのうち各1名は非常勤。

任期および理事数について、他大学の先行事例をまとめ、次回の委員会で報告すること。

別置型の場合は学長の任期は4年で、一体型の場合は2年から6年の間で大学の規程で決めると法律上はなっているのか。また、再任制限規定はあるのか。

理事長・学長一体型の場合も別置型の場合も、学長の任期は2年以上6年以内で大学の規程で定める。理事長・学長別置型の場合、理事長は4年以内の任期で定款で定める。

ただし、移行後の最初の理事長・学長は、一体型あるいは別置型の場合も、学長は6年以内で定款で定める。学長は、学長選考会議の議を経て決めるが、移行後の最初の学長は学長選考会議の議を経ることなく、一体型の場合は、設立団体の長である知事が任命できるという規定の特例がある。再任制限規定はない。

理事会について

全学的な業務を所管する現行の「大学本部会議」はどのような位置付けにするのか。定款に書くのか、大学の規程に書くのか。理事会にかえて設置することができるのか。

国立大学では理事会（役員会）は設置しているが機能していない。効率的、機動的、弾力的に大学を動かすには、学長と理事長の一体型にして、権限を与えて、リーダーシップを大いに発揮できるようにする。選ばれた人がどういう地位につくかで非常に大きく変わってくる。

地方独立行政法人法では、経営審議会や教育研究評議会を設置するよう定められており、また、理事会は任意設置とはいえ決定機関として法人に設置するもので、大学の規程で設置している「大学本部会議」とは性格や重みが異なる。

人事委員会について

人事委員会という中立機関で、人事のみを扱う独立機関を設置する案には注目したい。人事、予算は大学運営上の2つの大きな核であるが、人事委員会の役割や権限などについて、今後、どんな形で検討していくのか、事務局として人事委員会を提案した経緯なり背景は何か。

教員人事は、どちらかの審議機関の専管事項にするのは好ましくない。採用や昇任は、予算、経理と密接にからむ部分があり、人事の方針や基準は経営サイドの話であり、採用方針や昇任方針に基づいて、具体的な採用や昇任は教学サイドが行う。人事委員会の構成は、経営審議会、教育研究評議会、外部からなる中立的な機関としている。

人事委員会の役割として、採用候補者の決定以外にも、定数管理とか採用・昇任の方針についても、所管していくと考えるのか。

大きな方針は、理事長や理事が入った意思決定機関で決めるのが適当と考える。ただし、「教職員の人事方針に関すること」（定員管理、採用・昇任の方針）は教育研究評議会の意見聴取を義務づけている。

各委員の意見も踏まえ、今後、学内意見の集約やワーキンググループでの再検討を進め、再度、次回の準備委員会で審議していきたい。

以上